

FoE Japan green earth

フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン

NEWSLETTER vol.91 summer 2024 | www.foejapan.org



CONTENTS

- 02-03 特集 森林保全
止まらない森林減少
世界の規制強化の流れと課題
- 04-05 ACTION REPORT
地域に「核のごみ」を押し付けるな むつ市 核燃料中間貯蔵施設をめぐって
フィリピンから漁師・NGO が来日し日本の化石燃料支援に抗議
森林を使いながら守る北海道・十勝の生物多様性
温暖化対策法改訂に関し、参議院環境委員会で意見陳述
- 06 立ちこぎ活動日誌! Vol.41
information 「福島支援と脱原発」プロジェクトでマンスリーサポーターを募集中!

止まらない森林減少 世界の規制強化の流れと課題



森林は私たち地球上に住む生き物にとって欠かせないものです。私たちに必要な酸素を作り出し、河川をもたらし、多くの動植物種を育む「生命の源」とも言えるものです。人間にとっても、衣食住を満たす資源の供給源です。また炭素を固定することから気候変動を緩和する機能も大きく期待されています。

現在、その貴重な森林の減少が止まりません。日本の森林は面積的にそれほど減少してはいませんが、森林の劣化が進み、豪雨災害に伴って山崩れ・土砂流出が誘発されており、他人事ではありません。

世界の森林減少の現状は？そしてその減少を食い止めるため、国際社会や日本はどんな取り組みを進めているのか、概観してみましょう。



国有林(天然林)に隣接する農園開発：インドネシア

森林減少のドライバーは？



国連農業食料機関の森林資源評価(FRA2020)によると、世界の森林減少は年平均で780万ha(1990-2000年)、520万ha(2000-2010年)、470万ha(2010-2020年)とその減少速度は鈍化しているものの、今この瞬間も減少しています。これは、日本の森林面積(2,500万ha)が、たった5年で無くなってしまいうらいの速度です。2023年の国別のランキングを見ると、上位に東南アジアのインドネシア(4位)、マレーシア(9位)が入っており(WRI調べ)、熱帯林(一次林/原生林)の減少が依然として続いていることがわかります。

森林減少の主な要因は、農地等への転換(コンバージョン)とされています。いわゆる大規模農園(プランテーション)の拡大です。大豆、牛肉、パーム油、カカオ、コーヒーなど、人間の食糧となる商品作物の「畑」です。その他、天然ゴムや紙・パルプ用チップ・ペレットのために造成された早成樹人工林も含まれます。近年、木質チップ、ペレットは木質バイオマス発電燃料用としても需要が高まっており、早成樹人工林の拡大も予測されます。

国際社会における「森林減少対策」



国際社会における森林減少の議論は、1970年代後半からの急激な熱帯林減少への懸念に端を発しています。1992年の地球サミットでは、気候変動対策や生物多様性保全、砂漠化防止が条約化された一方で、森林保全は条約未達の「原則声明」に留まりました。その後1990年代後半に主要国首脳会議(G8サミット)で違法伐採対策への合意が得られ、木材消費国主導で生産国を巻き込む形での森林保全の流れができました。当初は、日本のグリーン購入法に基づく取り組みのような「政府調達」をベースとしたものが主流でしたが、その後、米国改定レイシー法(2008)、EU木材規則(2010)、豪州違法伐採禁止法(2013)のように違法伐採に由来する木材を積極的に規制する流れへと推移しました。この流れの延長にあるのが、2023年6月に発効したEU森林減少防止規則(EUDR)です。

広範な商品を対象としたEU森林減少防止規則(EUDR)



EUDRは、事業者に対して調達木材の違法伐採リスク管理、いわゆるデューデリジェンスを求めたEU木材規則(EUTR)を進化させたものです。法の対象品目を木材に加えて上述した森林減少を誘発する広範な商品(コモディティ)とし、森林減少リスクの低い商品調達が求められます。また、要求事項がより厳密・厳格になり、「その製品に使われた原材料がどこの山や畑から来たものか完全に説明できること」が求められています。つまり木材やパーム果房、ゴム樹液などの原材料の生産地情報を明確にしないと「森林減少フリー」を立証・説明することができないことを意味しています。

気候変動対策、生物多様性保全における「森林減少」



森林保全・減少対策が気候変動対策の文脈で考慮されるようになったのは2005年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP11)で、後にREDD+(レッドプラス)と呼ばれる、途上国の森林減少・劣化からの排出削減に対する経済的なインセンティブに関する仕組みが提案された頃からです。また、2006年に公表された英国政府による「スターンレビュー」では、森林の用途転換によるCO₂排出が人為起源の排出量の約20%を占めることが明らかにされています。

気候変動対策においては、2021年COP26の成果物の一つに、140カ国の参加を得て世界の森林の90%以上がカバーされている「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」があります。これは2030年までに森林減少や土地劣化を食い止め好転させること、世界的な森林保全とその回復の取り組みを強化することにコミットしたものです。

生物多様性保全においても、2021年の主要国首脳会議(G7サミット)において2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全するという目標、いわゆる「30by30」が合意され、2022年の生物多様性条約締約国会議では、「ネイチャーポジティブ」を掲げた昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択されました。それを実現する手段の一つとして、OECM(その他の効果的な地域をベースとする手段)が制度として確立し、日本では「自然共生サイト」として登録制度がはじまり、公的機関が認定した保護区、保全地域以外に、日本古来の里山や適切に管理されている森林などが対象になっています。

金融でも「森林減少」



この流れの影響は金融界にも及んでいます。2015年に年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が、国連責任投資原則(PRI)に署名したことを機に、日本でもESG投資(E【環境】、S【社会】、G【統治】)が本格化しました。投資先の事業者をESGの観点から評価するために、事業者に必要な情報の開示を求める流れも生まれ、これまでの経営状況を示す財務情報に加えて、TCFDやTNFDと呼ばれる気候変動や生物多様性に関する情報を公表していく仕組みができました。この中で「森林減少」に対してどのような対策や取り組みをしているのか、情報開示が求められるようになっていきます。

日本における「森林減少対策」



これまで日本では、国際社会の流れを受けてグリーン購入法を活用した政府調達に基づく違法伐採対策、いわゆる合法木材の利用促進および普及啓発に取り組んできました。2017年のクリーンウッド法施行後は、事業者に対しても法的根拠に基づく合法性の確認等を求めています。2023年クリーンウッド法改正(2025年4月施行予定)では、一部の事業者による合法性の確認が義務化され、合法性確認におけるリスク管理の概念、いわゆるデューディリジェンスが条文に明記され、合法性の確認できた木材の流通・取り扱いが一層強化されました。

しかしながらEU等の取り組みと比較すると、(1)合法性確認の範囲、つまり適用法令の範囲が狭く、林地周辺や自然環境保全、先住民族の土地所有・利用権、人権尊重などが漏れてしまうこと、(2)トレーサビリティの要件で「どこの山から来たものか」が明確に求められていないため、各種証明書類を揃えることだけに留まってしまうこと、(3)日本国内の誤伐・無断伐採、いわゆる「盗伐」の抑制効果は期待できないことが懸念され、「森林減少フリー」を実現するには極めて不十分な状況です。

森林減少対策に欠かせない「トレーサビリティ」：インドネシアの事例から



なぜ完全な「トレーサビリティ」が求められるのでしょうか。例えばインドネシアでは、全国各地で天然林の農地(アブラヤシ農園)転用が進んでいます。様々なケースがありますが、天然林から転換された地域から産出された木材はすべて森林減少を伴うといえます。つまり「合法か違法か」の視点のみでは森林減少フリーを見極めることができないのです。

事例をもう一つ。国有林(人工林)の長期伐採事業地から産出された植林木が集積される製材加工&チップ・ペレット工場には、天然林由来の丸太も運びこまれます。インドネシアの制度(SVLK)においては、輸出向け木材・木材製品の原材料となる天然林由来の丸太のトレーサビリティ管理は、IT技術も導入され運用されています。しかし国内向けについてはその限りではなく、厳密な管理は求められていません。したがって農地転用によって産出される天然林由来の丸太が国内市場向けに木材製品を製造する工場に取り扱われることは違法ではありません。しかし中カリマンタンの韓国系企業傘下の製材加工&チップ・ペレット工場の土場には、植林木と合わせて無数の天然林由来の丸太が積まれていました。その工場で製造された製品は主に韓国に輸出されており、通関時にはSVLK制度に基づく「V-Legal文書」によって合法性が証明された製品として扱われることになります。このような場合、森林減少フリーを見極め、合法性を確認するためには、工場に入荷された原材料すべての由来を確認する必要があるわけです。

フェアウッド調達：森林減少対策として欠かせない民間の取り組みとして



国際社会が目標にして取り組む「森林減少抑制・防止」ですが、残念ながら日本の法令や制度を見る限りではその目標に寄与することは難しい状況です。日本の輸入木材利用状況は、依然として天然木依存の傾向が強いため、天然林保全は喫緊の課題となっています。

一方で、木材としての利用であれば、森林の保全と利用を両立して持続可能な森林管理・経営を行うことも可能です。木材としての利用が、用途転換を必要とする商品とは大きく異なる点の一つです。

したがって、今こそ木材利用者に求められるのが「フェアウッド調達」です。既存の法令の範囲に捕らわれることなく、独自の調達方針に基づき、常に「あるべき姿」を念頭にリスク判断をし、違法伐採材や森林減少に由来する木材・木材製品を適切に排除することが求められています。このリスク判断に「持続可能性」を盛り込み、単なる「森林減少フリー」に留まらない、長期的な視点に立った調達行動が求められています。FoE Japanは民間主導で「持続可能性」を追求する調達行動を事業者間に定着するよう働きかけ、今後の法令見直しにつながるよう取り組んでいきます。(三柴淳一)

ACTION REPORT

FoE Japanの
各活動の報告

地域に「核のごみ」を押し付けるな むつ市 核燃料中間貯蔵施設をめぐる

福島支援と脱原発 #核のごみ

今、各地の原発で、使用済み燃料プールが満杯状態となっています。

東電や国が再稼働に前のめりになっている新潟県の柏崎刈羽原発7号機では、なんと貯蔵割合が97%にも達しています。

このため、東電は、青森県むつ市に建設中の原発の使用済み燃料の中間貯蔵施設(リサイクル燃料備蓄センター)に、この夏にも柏崎刈羽原発からの使用済み核燃料の搬入を開始しようとしています。

貯蔵された使用済み燃料は、50年以内に再処理工場に搬出される予定です。しかし、青森県六ヶ所村に建設中の再処理工場は、26回も工事完成の延期を繰り返し、操業の目途は立っていません。つまり搬出先は明らかではないのです。

むつ市が核のごみ捨て場となる可能性もあります。六ヶ所再処理工場が仮に計画通りに今年中に稼働開始できたとしても、その運転期間は40年。現在、すでに建設開始から31年が経過し施設は老朽化しており、大変危険です。さらに、膨大な量の放射性物質が環境中に放出される、危険な高レベル廃液をガラス固化したものの最終処分地が決まっていない、プルトニウムの取り出しにより国際的にも問題となる余剰プルトニウムが増加するなど、六ヶ所再処理工場の問題は枚挙にいとまがありません。

FoE Japanは他団体とともに、5月1日および6月5日に集会と政府交渉を開催しました。

6月5日の政府交渉では、中間貯蔵施設からの搬出先が焦点となりました。「搬出先はどこなのか」という質問に対して、資源エネルギー庁の担当者は、「搬出時に稼働している再処理施設において再処理が行われるものと想定している」と回答。「どの再処理施設なのか」という質問に対しては、資源エネルギー庁は「六ヶ所再処理工場の可能性がある」と述べました。

このように、資源エネルギー庁の回答は、あいまいかつ矛盾に満ちたもので、現在の核燃料処分に関する政策の矛盾や破綻を示すものでした。これ以上核のごみを出し続けられないようにすること、すなわち原発をこれ以上稼働させないことが、まずは必要ではないでしょうか。(満田夏花)

フィリピンから漁師・NGOが来日し 日本の化石燃料支援に抗議

脱化石燃料

#イリハンLNG

昨年の第28回気候変動枠組条約締約国会議(COP28)で「化石燃料からの脱却」が合意され、石炭だけでなくガスの使用も削減していく潮流が世界的に醸成されていますが、日本は現在も国内外で積極的にガス関連事業への投融資を続けています。

昨年12月にフィリピンの漁師らが国際協力銀行(JBIC)に対して異議申立てを行ったイリハンLNG輸入ターミナル事業(JBIC及び大阪ガスの出資企業が推進)もその一つです。5月末から6月上旬にかけて、同ターミナル建設で悪影響を受ける漁師とNGOの職員2名がフィリピンから来日しました。FoE Japanが開催した記者会見では、同事業によって漁獲量が減少し漁民の生活が脅かされている現状や、豊かな海洋生物多様性への悪影響、そして日本の官民の投融資がフィリピンの脱炭素化を遅らせている実態について説明がありました。

漁師らはJBICへの異議申立書の中で、JBICが同事業のフィリピン国内法違反について適切なモニタリングを怠ったこと等から、JBIC自身の環境社会配慮ガイドラインに違反していると指摘。現在、JBICガイドライン担当審査役がガイドライン違反の有無を調査中で、近日中に調査結果が出る見込みです(2024年7月2日現在)。

このようにJBICが資金支援するLNG事業によって近隣のコミュニティに被害が及ぶ事例はフィリピンだけではなくありません。カナダ、アメリカ、タイ、バングラデシュ、インドネシア、オーストラリア、モザンビークも同じです。4月にはこれらの国々の市民が連帯しJBICによるLNG資金支援に抗議する共同抗議活動が実施され、同時に署名活動も始まりました。日本の化石燃料資金支援停止を求める同署名はこちらのQRコードから賛同いただけます。

ぜひご協力ください。

(長田大輝)



来日記者会見の様子

森林を使いながら守る 北海道・十勝の生物多様性

森林保全

#生物多様性



日高山脈にほど近い上トヨイでカラマツの植栽を行いました(2024年5月)

北海道・道東の森林には、本州でよく目にするスギやヒノキの植生はなく、天然のアカエゾマツの他、人工的に植栽されたカラマツやトドマツなど北欧のような針葉樹林が広がっています。また、シラカバ、ハンノキ、ニレ、ミズナラ、ヤチダモなど豊かな広葉樹林も散見されます。

酪農や農業が盛んなことで有名な道東の十勝地方。帯広市から車で1～1.5時間のところにある大樹町・広尾町には、FoE Japanの元代表理事で、欧州型の林業を行うために同地に移住した岡崎時春氏の山林があります。同氏の没後、共に森林経営に従事してきた方を中心に財団法人化され、林業により実現する生物多様性の向上を目指し活動しています。

同財団の管理する森林は、3つの異なる場所に広がっており、植生や意味合いもそれぞれに独自性があります。そのうちの一つは、太平洋に面した河口湿原の丘陵地帯にあり、タンチョウやマガンなどが飛来し、オジロワシが営巣しています。この生物多様性豊かな森林は、「自然共生サイト」として国に認定されています。

FoE Japanは、これまでの森林再生活動やエコツアーの経験を活かしながら、森林を使いながら守る意義を伝えるための活動に協力しています。去る5月にはプレ・エコツアーに参加しました。森林分野の専門家の方々と交えた林地視察やカラマツの植栽を行い、今後の可能性について検討を重ねています。

本州とは異なる歴史と森林生態系をもつ北方林を保全する意義は、かつて蝦夷地が開拓された後、長い時間を経て復元しつつある天然二次林とマツを主体とした人工林に、人の手を入れながらも森林としての豊かさを向上させることにあります。FoE Japanは、今後とも地域の担い手や日本全国の関心層との協力を進めながら、森林の保全と利用に関わる様々な活動の実現をサポートしていきます。(佐々木勝教)

温暖化対策法改訂に関し、 参議院環境委員会で意見陳述

気候変動

#気候変動対策

6月6日、参議院環境委員会で「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の一部を改正する法律案」について参考人質疑が行われ、FoE Japanの深草が参考人の一人として意見陳述を行いました。今回の改正では、二国間クレジット制度の実施体制の強化と、地域脱炭素化の2点が議論されました。深草からは、日本の温室効果ガス削減目標の不十分さと、二国間クレジット制度を取り巻く問題点について提起しました。

2023年、COP28において全ての「化石燃料からの脱却」が合意され、今年のG7気候・エネルギー・環境相会合では、対策を取らない石炭火力発電は2030年代前半に全廃すると書き込まれましたが、日本政府はまだ石炭火力発電を廃止する方針を掲げていません。また、日本政府の削減目標は、2030年に2013年度比で46%で、2019年度比に換算すると37%削減となり、2030年までに世界全体で半減させるためには不十分な目標です。

法改正の大きな論点であったJCM (Joint Crediting Mechanism、二国間クレジット制度)は、日本がパートナー国での削減、もしくは吸収量の増大に貢献する活動を行い、その成果を両国で分け合う制度です。環境省によると、2013年の開始から2024年の約10年間で、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO₂とされています。日本政府は2030年までに累計1億トンの削減目標を立てていますが、これを達成するためには、大型の排出削減事業もしくは吸収事業が不可欠となると予想されます。クレジットの質や削減効果が疑われる事業が増えていることも懸念材料の一つです。そもそも、オフセットクレジットは国内の削減には繋がらず、クレジットの購入によりさらなる排出を許すものです。気候危機が急速に進み、削減努力が足りていない中、カーボンオフセットを目標達成に活用すべきではないと訴えました。

(深草亜悠美)



参考人質疑の様子



立ちこぎ活動日誌!

Vol.41

新スタッフ
紹介

よろしく お願いします!

皆さんはじめまして! 3月から開発と環境のチームに加わりました、佐藤万優子と申します。主にインドネシアの脱化石燃料、南米地域の鉱物資源について活動をしています。元々国際協力や食糧問題等に興味がありましたが、大学時代のチリへの留学や、その後中南米地域を回り、自然に寄り添い暮らしている人々と触れ合う中で、その豊かさや大変さを身をもって実感しました。

私自身東京で暮らしていると、刻一刻と悪化している気候変動を実感することは中々難しいです。しかし、地球環境が悪化すれば私たちが食べるもの、水もいずれ手に入らなくなってしまいます。地球の「どこか」で起きてしまっている現象を、他人ごとだと片づけるのではなく、危機感を持って考えていく姿勢が求められています。それぞれの日常の幸せを守っていきけるよう、日々の活動に取り組んでいきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします!



MAYUKO
SATO

information 「福島支援と脱原発」プロジェクトでマンスリーサポーターを募集中!

「福島支援と脱原発」プロジェクトでは、6月よりマンスリーサポーターの募集を開始しました。

福島第一原発事故から13年。記憶の風化とともに、原発事故被災者への支援や脱原発を目指した私たちの活動に必要な資金が集まらなくなってきています。原発を維持・拡大しようとする巨大な勢力に立ち向かうには、日本各地で反対運動を行う人々と繋がり、諦めず、粘り強く、地元の人々の声やファクトを伝え続けていく必要があります。

皆様からのご寄付は、福島の親子のための保養プログラム「福島ほかほかプロジェクト」の運営や、原発ゼロ、エネルギーシフトに向けた調査、情報発信、シンポジウム・セミナーの開催など、原発事故を風化させないための活動につながります。原発ゼロの社会の実現を強く望む市民の声を絶やさぬよう、そして大きなうねりにしていくためにも、どうか、仲間となり活動を支えてください。

●詳細はこちらからご確認ください。

<https://foejapan.org/monthly-support/>



編集後記

今年は梅雨入り前から猛暑が続き、雨の時期に入ると各地で線状降水帯が多発しました。日本列島各地での災害に心を痛めると共に、これ以上甚大な被害につながらないことを祈るばかりです。様々なレベルでの気候変動対策が求められていますが、被害に脆弱な地域での短・中期的で実際の対策の重要性を実感しています。(K)

green earth Vol.91 2024年7月31日発行

発行人 ランダル・ヘルテン
編集 舞木瑞季 篠原ゆり子 佐々木勝教
デザイン 畠山功子
印刷 株式会社 文星閣

FoE Japan (フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン)とは

世界73カ国にネットワークを持ち、国連にNGOとして正式に承認されているFriends of the Earthのメンバーです。地球上のすべての生命(人、民族、生物、自然)が互いに共生し、尊厳をもって生きることができる、平和で持続可能な社会を目指し、1980年より日本での活動を続けています。

会員募集

FoE Japanの活動は皆さまのご支援によって支えられています。持続可能な社会をめざし、国内外の環境問題に取り組む私たちを応援してください。

会員特典

- 入会時にオリジナルエコグッズと会員証をお届けします。
- ニュースレター(季刊)をお届けします。
- 各種イベント等、環境学習講師派遣料、出版物等が割引になります。
- 会員限定のイベントやプロジェクトに参加いただけます。

会員

種類	年会費
個人	5,000円
	10,000円
	30,000円
	50,000円
学生	3,000円
ファミリー	3,000円
団体(一口)	10,000円
法人(一口)	50,000円

お申込み方法


パンフレットから
事務局にご請求ください


ウェブサイトから
www.foejapan.org

お支払い方法

 [下記のいずれかの方法をご選択できます]

- 郵便振替 郵便振替口座 00130-2-68026 FoE Japan
- 銀行振込 城南信用金庫 高円寺支店(普)358434 エフ・オー・イー・ジャパン
*銀行振込の場合は、お手数ですが送金後事務局までご連絡ください。
- 銀行自動引落し 所定の自動引落利用申込書をご利用ください。
- クレジットカード ウェブ決済をご利用いただけます。

寄付の募集

金額の多少に関わらず随時寄付金を募集しています。FoE Japanへのご寄付は税制優遇措置(寄附金控除)の対象になります。お支払い方法は会費と同様です。皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

